

## 津堂・小山地区まちづくり申合せ書

### (趣旨)

第1条 津堂・小山地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）は、未来に向かって良好なまちづくりを推進するため、当地区における乱開発等を抑制することを目的として、次のとおり申し合わせ（以下「この申合せ書」という）をとり交し、会員一同これを厳守することとする。

### (対象の土地及び区域)

第2条 この申合せ書の対象となる土地（以下『対象地』という。）は、農地、更地及び建築物が建っていない土地とし、区域は、別紙津堂・小山地区まちづくり申合せ書概略図（以下『別図』という。）に示すとおりとする。

### (協議会の役割)

第3条 協議会は、この申合せ書に基づき、未来に引き継ぐ良好なまちづくりを実現するため積極的に行動するものとし、藤井寺市に対しても必要な助言及び指導を求めることができるものとする。

### (土地利用の制限)

- 第4条 会員は、会員所有の土地を転用または第三者へ転売若しくは賃貸等転用する場合には、土地利用計画等について、協議会へ諮ることとする。
- 2 協議会は、前項の場合において、当該土地を資材置き場、廃材・廃車置き場、物資の積み替え所、青空駐車場（建築物等に附属するものを除く）、青少年の健全な育成に支障がある設備等の望ましくない施設・用途へ転換しようとする場合には、関係者に対して一定の制約を課することが出来る。
  - 3 ただし、協議会役員会の了承を経て、短期間利用するものについてはこの限りでない。

### (営農環境の保全)

第5条 会員は、農との共存を図るため、農作業が円滑に行われるよう相互に協力する。

### (協定違反者に対する措置)

第6条 この申合せ書に違反した者については、協議会役員会及び違反者で協議し、改善が図られない場合は、役員会において違反者の意見を聞いた後、役員会の議決を経て協議会会長が、その関係者の氏名を他の会員に公表する。

### (協定の有効期間)

第7条 この申合せ書の有効期間は、締結日から起算して3年とする。更新する場合は、協議会役員会で協議の上、総会の議決を得て行う。

### (補 則)

- 第8条 協議会は、この申合せ書を対象地区住民等関係者に広く知らせるため、まちづくりニュース等を作成し、周知に努めるものとする。
- 2 この申合せ書の運用にあたっては、協議会において適正かつ公正に努めるものとする。
  - 3 この申合せ書の事項に疑義が生じた場合又はこの申合せ書に定めのない事項については、協議会役員会において協議を行い決するものとする。
  - 4 この申合せ書の内容について変更する必要がある場合又は新たに定める必要が生じた場合は、協議会役員会において協議を行い総会で定めるものとする。

令和3年10月23日締結

津堂・小山地区まちづくり協議会  
会長 花田 優  
会員一同

<別紙 津堂・小山地区まちづくり申合せ書概略図>

